毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年６月５日
月　曜　日

第5091号

目　　次

規　　則
○富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則　1
公　　告
○開発行為の工事完了　2

規　　則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和５年６月５日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第31号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第１避難所及び応急仮設住宅の供与の項の１の⑶中「 330円」を「 340円」に改め、同項の２の⑴のイ中「 6,285,000円」を「 6,775,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の１の⑶中「 1,180円」を「 1,230円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の３の⑴中「18,700円」を「19,200円」に、「24,000円」を「24,600円」に、「35,600円」を「36,500円」に、「42,500円」を「43,600円」に、「53,900円」を「55,200円」に、「 7,800円」を「 8,000円」に、「31,000円」を「31,800円」に、「40,100円」を「41,100円」に、「55,800円」を「57,200円」に、「65,300円」を「66,900円」に、「82,200円」を「84,300円」に、「11,300円」を「11,600円」に改め、同項の３の⑵中「 6,100円」を「 6,300円」に、「 8,200円」を「 8,400円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「18,900円」を

「19,400円」に、「 2,600円」を「 2,700円」に、「 9,900円」を「10,100円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「18,300円」を「18,800円」に、「21,800円」を「22,300円」に、「27,400円」を「28,100円」に、「 3,600円」を「 3,700円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の２の⑴中「 655,000円」を「 706,000円」に改め、同項の２の⑵中「 318,000円」を「 343,000円」に改め、同表学用品の給与の項の３の⑵中「 4,700円」を「 4,800円」に、「 5,000円」を「 5,100円」に、「 5,500円」を「 5,600円」に改め、同表埋葬の項の３中「 213,800円」を「 219,100円」に、「 170,900円」を「 175,200円」に改め、同表死体の処理の項の４の⑵中「 5,400円」を「 5,500円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の２中「 138,300円」を「 138,700円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（厚生企画課）

公　　告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定により公告する。

令和５年６月５日

富山県知事　新　田　八　朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
下新川郡朝日町月山78番、79番、80番、81番、82番、83番、84番及び85番	同左	防火水槽		朝日町

令和５年６月５日印刷発行
発行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番